

第1回国立大学法人筑波大学人間総合科学研究科
ヒトES細胞に関する倫理委員会議事要旨（案）

- 1 日 時 平成20年2月27日（水）11:00～12:25
- 2 場 所 筑波大学医学系学系棟2階会議室（4B272）
- 3 出席委員 八神健一、高橋智、佐伯由佳、大塚藤男、鈴川和己、澁谷和子、中村幸夫、横田光平、前田まゆみ、高橋恵一
- 4 配付資料
 - 資料1 ヒトES細胞に関する倫理委員会委員名簿
 - 資料2 ヒトES細胞使用申請書解説
 - 資料3 ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（解説付き）
 - 資料4 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
 - 資料5 ヒトES細胞の樹立及び使用計画申請に関するQ&A
 - 資料6 国立大学法人筑波大学におけるヒトを対象とする研究の倫理に関する規則
 - 資料7 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則
 - 資料8 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞に関する倫理委員会細則第19条に規定する様式を定める件について（内規）
 - 資料9 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科ヒトES細胞使用について（内規）
 - 資料10 確認申請書チェック表
 - 資料11 ヒトES細胞使用計画申請書参考資料

1 筑波大学におけるヒトを対象とする研究倫理管理体制

5 議事

議事に先立ち、人間総合科学研究科長から挨拶があり、併せて本委員会が人間総合科学研究科に置く委員会であることの説明と委員の所属や専門分野の紹介があった。

（1）委員長の選出について

人間総合科学研究科長から、八神委員を委員長候補者とする旨の提案があり、承認された。

（2）副委員長の指名について

委員長から、副委員長として高橋智委員の指名があり、了承された。

併せて、使用計画の使用責任者および使用分担者をオブザーバーとして出席させたいとの提案があり、異議なく承認された。

（3）ヒトES細胞に関する倫理委員会の設置の経緯について

委員長から、これまでの経緯について、平成17年以来、人間総合科学研究科内の医学部門会議の下に準備委員会を設置し、ヒトを対象とする研究倫理委員会との関係の調整、学内における本委員会の位置づけの確認、ES細胞実験室の整備、関係規則の策定等を進めてきたことの説明があった。

(4) 議事要旨及び委員名簿の公開について

委員長から、議事要旨及び委員名簿（氏名のみ）をインターネット上に公開すること及び委員の発言内容を記録するため録音することについての提案があり、異議なく了承された。併せて、委員会の構成が、ヒトES細胞指針第52条の2及び第12条の2並びに倫理委員会細則（資料7）第4条の要件を満たすことを確認した。

(5) ヒトES細胞の説明について

オブザーバーから、スライド及び資料2を用いて、ヒトES細胞の生物学的特徴、将来的な医療への応用の可能性及び倫理的な問題について説明があった。

(6) ヒトES細胞指針の策定に至った経緯、背景について

委員長から、資料2及び資料4により、ヒトES細胞指針の策定に至った経緯及び背景、ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方、ヒト胚性幹細胞を使用する研究の要件について、説明があった。

併せて、委員から、ヒト胚やヒトES細胞の規制に関する諸外国での状況について補足説明があった。

これらを基に、各委員が以下の共通認識を持つことが確認された。

- ① ヒト胚は、ヒトの生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトの他の細胞とは異なり倫理的に特に尊重されるべきで存在であること
- ② ヒト受精卵を損なう取扱は原則禁止であり、生命科学や医学の恩恵及びこれらへの期待が科学的合理性に基づいていること、人への安全性に十分配慮されていること、及び恩恵やそれへの期待が社会的に妥当であることが確認できる場合に限り、認められること
- ③ ヒトES細胞の樹立のためにヒト受精胚を利用することは容認できるが、余剰胚の利用に限定すること
- ④ ヒトES細胞を使用する研究には、研究目的の限定、研究の必要性、機関の要件等を満たし、禁止事項を含まないこと等の要件が求められること

(7) 指針の概要について

委員長から、資料3により、指針の要点について説明があり、詳細についてはその都度委員の共通理解を確認しつつ、議事を進めるとの補足があった。

(8) 関係規則等について

事務から、法人規則（資料6）、細則（資料7）及び内規（資料8及び9）等について説明があった。これに対し、委員から罰則の有無について質問があり、指針には罰則に関する規定がなく細則等においても定めていないこと、委員会の意見を受けて中止命令を出せることが確認された。

(9) 今後の委員会の進め方について

委員長から、本委員会の任務と今後の進め方について説明があった。

これに対して、委員から、使用計画を確認申請書チェック表に沿ってチェックすることが重要である旨の発言があった。

また、委員から、公開する委員名簿及び議事要旨等について質問があり、委員名簿（氏名のみ）及び議事の概要を記載した議事要旨を公開することの確認があった。

(10) 使用計画の審査について

使用責任者から、資料 11 及びそれに対応するスライドを用いて、使用計画について説明があった。

委員長から、次回の委員会において、使用計画の審査を行うこと、資料 5 及び 10 を審査の参考とすることの説明があった。

また、使用分担者から、ヒト ES 細胞培養室について図面により補足説明があり、これに対して委員から鍵の保管体制について質問があり、指定された者以外の者が入室できないよう磁気カードで管理する旨の回答があった。

以上